

決議案第2号

都市計画道路の在り方に関する決議案について

標記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和3年9月17日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 建設経済常任委員会
委員長 金澤克仁

〔提案理由〕

取手市議会建設経済常任委員会にて都市計画道路の調査を行った結果、市民生活の利便性を向上すべく、都市計画道路の在り方に関し、議会としての意見を表明するため提出するもの。

都市計画道路の在り方に関する決議案

取手市内には、39 路線、総延長 71.46 キロメートルの都市計画道路が都市計画決定されており、令和 2 年 3 月 31 日現在、そのうち 47.82 キロメートル、66.92%が整備済みとなっている。

取手市議会建設経済常任委員会は、昨年から取手市内の都市計画道路の現状の調査を続けてきた。令和 3 年 4 月 22 日には都市計画道路に関する知識、理解を深めるため、執行部を交えた勉強会を開催し、同年 7 月 28 日には、取手市内の都市計画道路未整備区間の現地視察を実施した。その中で、市民生活の利便性向上の為には早急に全ての路線を整備することが望ましいが、市の財政状況等を勘案すると厳しい現状も理解できた。

よって、都市計画道路の整備率の向上に向け、都市計画道路の在り方を下記のとおり表明する。

記

- 1 整備可能な路線については、予算確保に尽力し早急な整備に努めること。
- 2 現実的に整備が厳しい路線については、都市計画の見直しも含め今後の在り方について検討すること。

以上、決議する。

令和 3 年 月 日

茨城県取手市議会